

松島町長 殿

施設等利用費請求書 (償還払用)

私立幼稚園(新制度移行園除く)、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚園の施設等利用費

【 年 月 ~ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、施設等利用費の支給について、下記のとおり請求しますので、指定する振込先口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査に当たり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、松島町内に居住していることを松島町が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを松島町が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払状況を松島町が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を松島町が確認すること。

記

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定 子ども との 続柄		生年月日	年 月 日
氏 名				現住所	電話：
※償還払の場合の振込先は申請者名義の口座です					

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請してください)

認定種別(法第30条の4)	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	認 定 番 号	
生年月日	年 月 日	フリガナ	
年 月 日 ~ 年 月 日の間の住所		氏 名	
<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した			
上記で転入又は転出に該当した場合は転入・転出日を記入			年 月 日

3. 在籍する幼稚園等について記入

フリガナ		所 在 地	〒
幼 稚 園 等 名 称		(町外の場合のみ記入)	電話：
契約している利用料(いずれかに レ点を記入し金額を記入) ※1	<input type="checkbox"/> 月 額	円	<input type="checkbox"/> 日 額
		円	<input type="checkbox"/> 時 間
		円	円
年 月 日 ~ 年 月 日の間の在籍状況	<input type="checkbox"/> 期間中在籍 <input type="checkbox"/> 途中入園した <input type="checkbox"/> 途中退園した		
上記で、途中入園又は途中退園に該当した場合はその年月日を記入			年 月 日

※1 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレ点を記入し、算定した月額相当分を記入してください。

4. 施設等利用費の振込先を記入してください

- 公金受取口座を利用する (利用する者は口座情報の記入不要)
- 振込口座を指定する(※2)

金融機関名		預 金 種 目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫	支店	口 座 番 号	
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	

※2 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本町指定の委任状を提出してください。

<裏面も記入してください>

5. 施設等利用費の請求の内訳を記入

今年度分の入園料を支払った場合に記入(a) ※3			入園年月日(年 月 日) 入園料(円)		
利用年月日	今年度分の 支払った入園の 月額換算額 (b=a/12) ※3 ※4	支払った 月額利用料 (保育料) (c) ※3 ※5	支払額合計 (d=b+c)	月額上限額 (e) ※6	請求額 (dとeを比較して 小さい方)
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円

※3 上記で記入した入園料や保育料について支払を証明する領収証(口座振替の場合は通帳コピー等の確認ができる書類等)と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付してください。

※4 途中入退園の場合は、12ではなく当該年度の在籍月数で除してください(小数点以下切り捨て)。

※5 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該保育料を当該期間の月数で除して、保育料の月額相当分を算定してください(小数点以下切り捨て)。

※6 月額上限額は25,700円、国立大学附属幼稚園の場合は8,700円、国立大学附属特別支援学校の場合は400円です。

月の途中で利用が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次のとおりとなります。

・月の途中で利用終了する場合又は他の市町村へ転出する場合の限度額：

月額上限額×退所日までの平日日数÷その月の平日日数

・月の途中で利用開始する場合又は他の市町村へ転入する場合の限度額：